

報告第4号

損害賠償請求事件の専決処分に係る報告について

損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び紫波町長専決条例（昭和46年紫波町条例第19号）第2条第2号の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同法第180条第2項の規定により、報告する。

令和5年6月5日提出

紫波町長 熊谷 泉

別紙

1 事故名

公用車による物損事故

2 事故発生年月日

令和5年3月29日 午前8時25分

3 事故発生場所

紫波町日詰字牡丹野132番地6地先

4 和解及び損害賠償の相手方

住 所

氏 名

5 損害賠償の原因

上記の日時及び場所において、職員が公用車を運転中に相手方の車両に接触し、ドアミラーの一部を破損したものを。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

50,233円

8 専決処分をした年月日

令和5年5月23日